

3. 騒音・振動・悪臭

(1) 規制基準

騒音・振動規制法及び京都府環境を守り育てる条例に基づき、工場又は事業所から発生する騒音や振動には、規制基準が定められています。特定施設を設置した工場や事業所は、その敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません。

また、規制地域内においては、騒音・振動規制法に基づく特定の建設作業に対する規制があり、京都府環境を守り育てる条例に基づく夜間営業等に関する規制や拡声器の使用の制限に関する規制があります。

悪臭については、悪臭防止法及び京都府環境を守り育てる条例に基づき、工場等で事業活動に伴って悪臭物質を発生させる場合は規制基準が定められています。敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません。

① 騒音関係

特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
時間の区分					
昼間	午前8時から	45dB	50dB (45dB)	65dB (60dB)	70dB (65dB)
	午後6時まで				
朝・夕	午前6時から	40dB	45dB (40dB)	55dB (50dB)	60dB (55dB)
	午前8時から 午後6時から 午後10時まで				
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで	40dB	40dB	50dB (45dB)	55dB (50dB)

※学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内においては（ ）内の数値です。

特定工場等において発生する騒音の規制の区域区分

第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
<ul style="list-style-type: none"> ●第1種低層住居専用地域 ●第2種低層住居専用地域 	<ul style="list-style-type: none"> ●第1種中高層住居専用地域 ●第2種中高層住居専用地域 ●第1種住居地域 ●第2種住居地域 ●準住居地域 	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣商業地域 ●商業地域 ●準工業地域 	<ul style="list-style-type: none"> ●工業地域

法令・条例に基づく特定施設数（平成 25 年度末時点）

施設の種類	騒音規制法		京都府環境を守り育てる条例	
	特定工場等数	特定施設数	特定工場等数	特定施設数
1. 金属加工機械	19	79	101	234
2. 空気圧縮機等	77	795	220	1,675
3. 土木用破碎機等	4	14	33	162
4. 織機	0	0	2	57
5. 建設用資材製造機械	6	9	8	10
6. 穀物用製粉機	0	0	0	0
7. 木材加工機械	37	256	130	293
8. 抄紙機	0	0	0	0
9. 印刷機械	5	19	0	0
10. 合成樹脂用射出成形機等	0	1	2	6
11. 鋳造型機	1	3	1	6
12. その他	-	-	154	1,651
合計	149	1,176	651	4,094

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

項目	区域区分	規制内容
作業敷地境界における規制基準値	第1号、2号区域共通	騒音：85 dB
作業禁止時刻	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時
最大作業時間	第1号区域	1日あたり10時間まで
	第2号区域	1日あたり14時間まで
最大作業日数	第1号、2号区域共通	連続6日
作業禁止日	第1号、2号区域共通	日曜日、その他の休日

上記の規制については、災害の発生、人の生命、身体の危険防止、鉄道の正常運行の確保、道路法及び道路交通法の規定に基づく場合などに例外規定があります。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制の区域区分

第 1 号区域	第 2 号区域
<ul style="list-style-type: none"> ●第 1 種低層住居専用地域 ●第 2 種低層住居専用地域 ●第 1 種中高層住居専用地域 ●第 2 種中高層住居専用地域 ●第 1 種住居地域 ●第 2 種住居地域 ●近隣商業地域 ●商業地域 ●準工業地域 ●工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域内。 	<ul style="list-style-type: none"> ●工業地域のうち第 1 号区域以外の区域。

特定建設作業実施届出件数（平成 25 年度中届出件数）

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	2
2. びょう打機等を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	36
4. 空気圧縮機を使用する作業	2
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6. バックホウを使用する作業	3
7. トラクターショベルを使用する作業	0
8. ブルドーザーを使用する作業	0
合 計	43

②振動関係

特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		第 1 種区域	第 2 種区域
時間の区分			
昼間	午前 8 時から	60dB	65dB
	午後 7 時まで	(55dB)	(60dB)
夜間	午後 7 時から	55dB	60dB
	翌日の午前 8 時まで		(55dB)

※学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m の区域内においては（ ）内の数値です。

特定工場等において発生する振動の規制の区域区分

第 1 種 区域	第 2 種 区域
<ul style="list-style-type: none"> ●第 1 種低層住居専用地域 ●第 2 種低層住居専用地域 ●第 1 種中高層住居専用地域 ●第 2 種中高層住居専用地域 ●第 1 種住居地域 ●第 2 種住居地域 ●準住居地域 	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣商業地域 ●商業地域 ●準工業地域 ●工業地域

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

項 目	区域区分	規制内容
作業敷地境界における 規制基準値	第 1 号、2 号区域共通	振動：75 dB
作業禁止時刻	第 1 号区域	午後 7 時～翌日の午前 7 時
	第 2 号区域	午後 10 時～翌日の午前 6 時
最大作業時間	第 1 号区域	1 日あたり 10 時間まで
	第 2 号区域	1 日あたり 14 時間まで
最大作業日数	第 1 号、2 号区域共通	連続 6 日
作業禁止日	第 1 号、2 号区域共通	日曜日、その他の休日

上記の規制については、災害の発生、人の生命、身体の危険防止、鉄道の正常運行の確保、道路法及び道路交通法の規定に基づく場合などに例外規定があります。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制の区域区分

第 1 号 区域	第 2 号 区域
<ul style="list-style-type: none"> ●第 1 種低層住居専用地域 ●第 2 種低層住居専用地域 ●第 1 種中高層住居専用地域 ●第 2 種中高層住居専用地域 ●第 1 種住居地域 ●第 2 種住居地域 ●近隣商業地域 ●商業地域 ●準工業地域 ●工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域内。 	<ul style="list-style-type: none"> ●工業地域のうち第 1 号区域以外の区域。

法令・条例に基づく特定施設数（平成 25 年度末時点）

施設の種類	振動規制法		京都府環境を守り育てる 条例	
	特定 工場等数	特定 施設数	特定 工場等数	特定 施設数
1. 金属加工機械	20	82	28	77
2. 圧縮機	46	249	15	61
3. 土木用破碎機等	4	14	31	160
4. 織機	0	0	0	0
5. コンクリートブロックマシン等	0	0	0	0
6. 木材加工機械	4	20	0	0
7. 印刷機械	3	6	0	0
8. ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0	0	0
9. 合成樹脂用射出成形機等	0	1	1	1
10. 鋳型造型機	0	0	0	0
11. 冷凍機	-	-	135	636
12. その他	-	-	11	590
合 計	77	372	221	1,525

特定建設作業実施届出件数（平成 25 年度中届出件数）

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	3
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	0
4. ブレーカーを使用する作業	26
合 計	29

③ 悪臭関係

敷地境界線における悪臭の規制基準

単位：ppm

悪臭物質の種類	許容限度	
	A 地域	B 地域
アンモニア	1	5
メチルメルカプタン	0.002	0.01
硫化水素	0.02	0.2
硫化メチル	0.01	0.2
二硫化メチル	0.009	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.01
イソブタノール	0.9	20
酢酸エチル	3	20
メチルイソブチルケトン	1	6
トルエン	10	60
スチレン	0.4	2
キシレン	1	5
プロピオン酸	0.03	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.01

備考

- 1 規制地域とは、舞鶴市全域をいう。
- 2 A 地域とは、規制地域のうち B 地域以外の区域をいう。
- 3 B 地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第 7 条第 2 項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。

条例に基づく特定施設数（平成 25 年度末時点） 2事業所